

平成 31 年 3 月 20 日

防衛省

整備計画局情報通信課

電波監理専門官 殿

国立研究開発法人 情報通信研究機構
リモートセンシング研究室 室長

情報通信研究機構の航空機搭載合成開口レーダーの運用について

情報通信研究機構の航空機搭載合成開口レーダーは、下記の内容で運用することとします。

記

- (1) 情報通信研究機構の航空機搭載合成開口レーダーの実験日時、実験空域等を含む実験計画について、事前に防衛省に連絡する。防衛省との調整が終了した後、運用を開始する。
なお、火山・地震・津波等の災害発生時に実施する緊急観測において、防衛省に事前に連絡する暇がない場合は、可能な限り速やかに防衛省に連絡するとともに、事前又は事後を問わずその事実を報告すること。
- (2) 航空機搭載合成開口レーダーの運用によって防衛省の無線設備に対して干渉が発生し、防衛省が業務に支障がないと認めた場合は、航空機搭載合成開口レーダーの運用を実験計画どおり実施する。
- (3) 航空機搭載合成開口レーダーの運用によって防衛省の無線設備に干渉が発生し、防衛省の業務に支障が生じた場合、速やかに当該実験局の運用を停止し、問題が解決するまでの間、当該実験局の運用を中止し双方で調整を図ることとする。
- (4) 双方で調整した結果、干渉対策等が必要となった場合は、情報通信研究機構でその対策を講じる。(貴省の無線設備の改修、運用制限等は求めない。)
- (5) 干渉調査は、情報通信研究機構又は防衛省が干渉調査を目的にした実験の必要があると認めた時、相互に調整し実験を行うこととする。
- (6) 航空機搭載合成開口レーダーが精測侵入レーダーで使用している帯域の電波を使用する場合、精測侵入レーダに与干渉を与えないように運用すること。
- (7) 防衛省と情報通信研究機構の連絡体制は、別紙に示す体制で実施する。

連絡体制（2019年3月20日時点）

(1) 防衛省 整備計画局 情報通信課

(〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町 5-1)

	役職	担当	電話	E-mail
1	電波監理専門官	柴尾 段二	03-3268-3111 (20567)	██████████
2	係長	外山 英司	03-3268-3111 (20562)	██████████

(2) 情報通信研究機構 電磁波研究室 リモートセンシング研究室

(〒184-8795 東京都小金井市貫井北町 4-2-1)

	役職	担当	電話	E-mail	備考
1	研究マネージャー	██████████	██████████	██████████	緊急連絡先 1 ██████████
2	主任研究員	██████████	██████████	██████████	緊急連絡先 2 ██████████
3	主任研究員	██████████	██████████	██████████	
4	室長	██████████	██████████	██████████	緊急連絡先 3 ██████████
5	主管研究員	██████████	██████████	██████████	

なお、担当者が異動になった場合は、その後任者が担当することとする。